

○学校職員の勤務時間等に関する規程

平成元年10月20日教育委員会訓令第3号

改正 平成4年7月24日教委訓令第3号

学校職員の勤務時間等に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和27年長野県条例第69号）並びに職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年麻績村条例第4号）の規定に基づき、学校職員の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務を要しない日及び勤務時間)

第2条 学校職員の勤務を要しない日は、日曜日及び土曜日とし、勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間に40時間を割り振るものとし、休息時間を除き1日8時間を超えない範囲内において、校長が定めるものとする。

(前条の規定によることが困難な学校職員の勤務時間等の特例)

第3条 校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師については、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えず、かつ、1週間の勤務時間が44時間を超えないようにする場合に限り、日曜日及び毎月の第2土曜日に加え、毎52週間につき1週間当たりの勤務時間が40時間となるよう学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する当該学校の休業期間中に10日以上勤務を要しない日を指定し、かつ、当該学校の休業期間以外の期間中の月曜日から土曜日までの6日間の勤務時間が44時間（毎月の第2土曜日がある週については月曜日から金曜日までの5日間の勤務時間が40時間）となるよう、校長が割り振ることができる。

2 土曜給食を実施している学校に勤務する栄養職員については、日曜日、毎月の第2土曜日、毎4週間につき校長が指定する1の土曜日（当該4週間に毎月の第2土曜日がない場合は校長が指定する2の土曜日）及び毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が40時間となるよう校長が指定する1の日（学校教育法施行令第29条に規定する当該学校の休業期間中においては1以上の日）を勤務を要しない日とし、かつ、勤務時間が、毎月の第2土曜日及び勤務を要しない日として指定された日がない週にあっては44時間、毎月の第2土曜日又は勤務を要しない日として指定された日がある週にあっては40時間を超えないよう、校長が割り振ることができる。

(勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振りの変更)

第4条 勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振りの変更については、校長がこれを行うものとする。

(休憩時間及び休息時間)

第5条 学校職員の休憩時間は、1日の勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分とし、休息時間は、4時間について15分とする。

(勤務時間等の開始及び終了の時刻)

第6条 勤務時間並びに休憩時間及び休息時間の開始及び終了の時刻は、校長が定める。

(勤務時間の割振りの変更)

第7条 第2条又は第3条の規定を適用する場合において、学校運営上必要な場合はこれらの規定にかかわらず、校長は、特定の日において8時間を超えて1週間44時間又は40時間以内の勤務時間を割り振ることができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行し平成元年9月3日から適用する。
- 2 学校職員の勤務を要しない時間の指定に関する規程（平成元年麻績村教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則（平成4年7月24日教委訓令第3号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成4年8月1日から施行する。（但し村費職員については、当分の間適用しない）

(経過処置)

- 2 この訓令による改正後の学校職員の勤務時間等に関する規程第3条の規定の適用については、平成4年8月1日から同年8月31日の間は、第3条第1項中「日曜日及び毎月の第2土曜日」とあるのは「日曜日」と、「44時間（毎月の第2土曜日がある週については月曜日から金曜日までの5日間の勤務時間が40時間）」とあるのは「44時間」と、同条第2項中「日曜日、毎月の第2土曜日、第4週間につき校長が指定する1の土曜日（当該4週間に毎月の第2土曜日がない場合は校長が指定する2の土曜日）」とあるのは「日曜日、毎4週間につき校長が指定する2の土曜日」と、「毎月の第2土曜日及び勤務を要しない日」及び「毎月の第2土曜日又は勤務を要しない日」とあるのは「勤務を要しない日」と読み替えるものとする。